

整理番号	13-4	事務事業名	重度心身障がい者医療助成事業	作成部署	市民環境部市民課	電話	内線708	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	滝本 明	課長職名	川幡 博行	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S48	根拠法令等	北広島市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例					
" 終了予定年度			北広島市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則					
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	重度心身障がい者に対し、医療費を助成することにより、保健の向上に資するとともに、経済負担の軽減を図ることを目的としている。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連 (総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第 1 章)
	節	健康と医療	(第 1 節)
	施策	医療体制の充実	(第 3 施策)
目的 (ここから成果指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)	・身体障害者手帳1・2級または3級の内部疾患の交付を受けている方(所得制限あり) ・療育手帳A判定の交付を受けている方(所得制限あり)	
	意図 (何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	重度心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図り、医療に関する経済的負担を軽減する。	
手段 (ここから活動指標を導きます)	16年度まで	・保険診療の自己負担から初診一部負担金、または一部負担金を除いた医療費を助成 ・現物給付(医療機関から直接市に請求) ・現金給付(医療機関で診療を受けた医療費を受給者本人へ償還払い) 北海道の医療費給付事業の見直しに伴い、16年10月から市民税の課税世帯に属する方に1割の自己負担を導入した。	
	17年度	同 上	

2 実施(ドゥ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

	区 分	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	103,754	93,794	73,790	80,272
	地方債				
	その他特財	60,489	59,045	60,000	55,000
	一般財源	93,510	94,443	74,329	81,171
	合 計	257,753	247,282	208,119	216,443
人件費 (概算)	人数(年間)	0.44	0.57	0.50	0.50
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	3,960	5,130	4,500	4,500
総事業費 +		261,713	252,412	212,619	220,943

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	受給者数	1,203人	1,232人	1,336人	1,350人
	受診件数	29,358件	27,235件	21,301件	22,153件
	給付金額	250,785千円	238,611千円	201,329千円	209,044千円
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	1人あたり平均受給件数 (受診件数 ÷ 受給者数)	24件	22件	16件	16件
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1回受診あたりコスト(円) (総事業費 ÷ 受診件数)	8,915円	9,268円	9,982円	9,974円

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	重度心身障がい者への医療費の一部助成は、障害者に対して医療費の経済的な負担の軽減を図り、保健の向上に資する医療扶助制度として、極めて効果のある重要な制度であり、北海道の制度であることから、全道市町村で実施している。北海道の医療費給付事業の見直しに伴い、ほとんどの市町村は市民税の課税世帯に属する方に1割の自己負担を導入している。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	北海道と全道市町村の共同事業において行っており、医療費の負担を軽減することは市として妥当と考える。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	障がいがあり、経済的にも弱い立場にある方へ医療費が助成され、目的は適切である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	現物給付・現金給付とも適切である。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	受益者負担は適正である。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	受給者の経済的負担の軽減に対し成果は十分上がっている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	制度が複雑化し、事務が繁雑とななっているが、電算システムにより概ね効率化されている。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	北海道の医療費給付事業の見直しに伴い、16年10月から市民税の課税世帯に属する方に1割の自己負担を導入した。当面現状のまま継続する。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり